

保育所のご案内

＜令和9年度版＞



玉村町立保育所

玉村町立保育所一覽

令和9年4月1日現在

保 育 所 名	開 所 時 間	定 員	住所・電話
玉村町立第 1 保育所 《延長保育実施》	平 日 7 時 00 分～19 時 00 分 土曜日 7 時 00 分～13 時 00 分	220 名	玉村町大字下新田 176 0270-65-2565
玉村町立第 2 保育所 (令和 10 年度末に 閉所予定)	平 日 7 時 30 分～18 時 30 分 土曜日 7 時 30 分～13 時 00 分	140 名	玉村町大字角淵 5109 0270-65-2566
玉村町立第 3 保育所 《延長保育実施》	平 日 7 時 00 分～19 時 00 分 土曜日 7 時 00 分～13 時 00 分	110 名	玉村町大字樋越 904 0270-65-2567
玉村町立第 4 保育所 《延長保育実施》	平 日 7 時 00 分～19 時 00 分 土曜日 7 時 00 分～13 時 00 分	180 名	玉村町大字飯倉 70 0270-65-2564

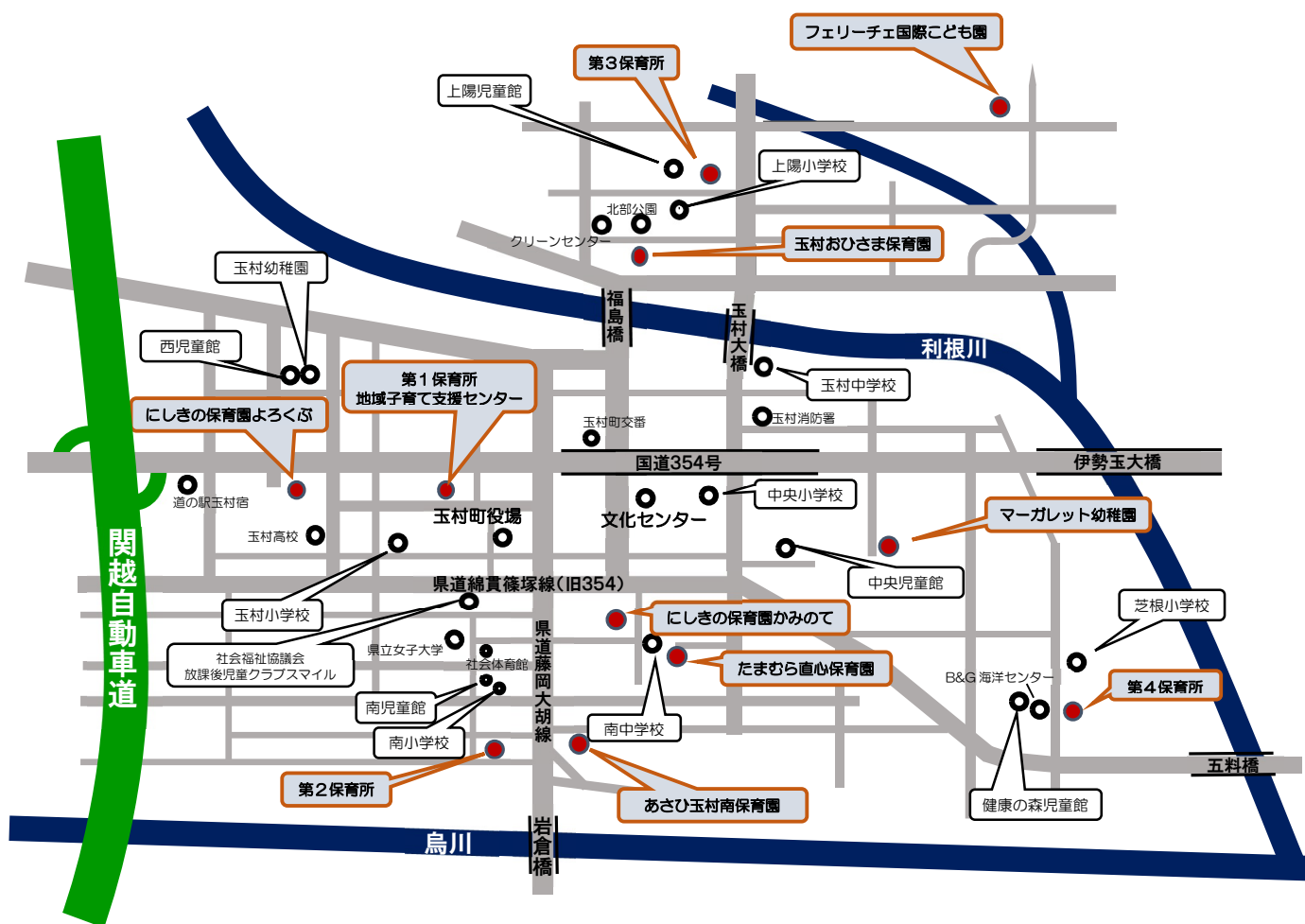
第2保育所は令和 10 年度末で閉所になる予定のため、原則新規入所の募集は停止しています。

※見学等については、直接各保育所へ連絡してください。

※第1保育所・第3保育所・第4保育所では、一時預かりを実施しています。

※第 1 保育所では、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施しています。

◆各保育所の位置



保育所とは

(1) 保育所

保育所とは、家庭で子どもの保育に当たるものが、労働、疾病、または出産等の理由により保育ができない場合に、保護者に代わってその子ども（乳幼児）をお預かりして保育をするところです。

※ 保育所を利用する要件が変更になる際には、各保育所にお知らせください（求職活動⇒労働、労働⇒妊娠・出産など）。

(2) 保育

保育とは、養護と教育の2つの意味をもつので、子どもを心身ともに健全に育成すること、すべての子どものもつ個性を発見し能力を引き出すことを目指すものです。

両親はもとより社会が期待する人間づくりを考えて保育をします。

これは保育所だけの力でできるものではなく、家庭の積極的な参加と協力が何より必要です。

家庭と保育所が一体となってこのことを推進することが大切です。ご両親や家庭の方全員の理解と協力をお願いします。

1. 保育目標

☆ じょうぶな身体、元気な子

☆ 明るくやさしく、素直な子

☆ みんなと仲良く遊べる子

1. ゆったりとした生活の中で、のびのびと安心して過ごす。
2. 基本的な生活習慣を身につけ、できることは自分でやってみようとする。
3. お互いの良さを認め合い、思いやりの気持ちを持つ。
4. 自然や社会の事象に興味や関心を持つ。
5. 思いを言葉で伝えたり、受け入れたりしながら友だちとの関わりを深める。
6. いろいろな体験を通して、豊かな心を持つ。

2. 保育時間

保育所を利用できる時間は、下記の認定区分により異なります。お仕事などの事情により認定時間の範囲内で必要な時間利用できますが、認定の時間を超えてお預かりした場合は延長料金がかかります。

(1) 保育短時間認定

＜第1～第4保育所＞

平日 8時30分～16時30分まで

土曜日 8時30分～13時00分まで

(2) 保育標準時間認定

＜第1保育所・第3保育所・第4保育所＞

平日 7時00分～18時00分まで

土曜日 7時00分～13時00分まで

＜第2保育所＞

平日 7時30分～18時30分まで

土曜日 7時30分～13時00分まで

(3) 延長保育

(1)、(2)の認定時間を超えて保育を利用する場合、延長保育となります。ただし、各保育所の開所時間（P.1 及び下記参照）を超えて利用することはできません。

延長保育を利用するには、事前に申請が必要です。詳しいことは、各保育所へおたずねください。

	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	～	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00
第4保育所 第3保育所 第1保育所	標準時間 7:00～18:00 (土曜日は 13:00まで)												延長保育
	開所時間 7:00～19:00 (土曜日は 13:00 まで)												
	短時間 8:30～16:30 (土曜日は 13:00まで)												
第2保育所	標準時間 7:30～18:30 (土曜日は 13:00まで)												
	開所時間 7:30～18:30 (土曜日は 13:00 まで)												
	短時間 8:30～16:30 (土曜日は 13:00まで)												

3. 保育所の事業内容

(1) 運営方針

保育所では、各ご家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所での環境をとおして、養護及び教育を一体的に提供します。

また、各ご家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行います。

(2) 保育内容

保育の内容は、養護（生命の保持、情緒の安定）・教育（健康、人間関係、環境、言葉、表現）・食育（食を営む力の基礎）で、それには「年齢別保育」と「自由あそび」があります。

ア. 保育所でのデイリープログラム（通常保育）

保育所での日々の過ごし方は、次のとおりです。

8:30	登所・自由あそび	
10:00	年齢別保育・おやつ（3歳未満児）	
11:30	昼食（片づけ・昼食の準備・昼食・食後の片づけ・はみがき）	
13:00	午睡（午睡の準備・絵本・紙芝居・音楽を聴く・午睡） ※ 5歳児は、4月～10月は午睡、11月～3月は自由あそびとなります。	
15:00	おやつ	
16:30	降所	

（注）このプログラムは3歳未満児、3歳以上児の生活の一般的な基準を示したもので、各保育所で多少の違いがあり、また年齢・季節によっても違いがあります。

イ. 主な年中行事

社会一般的に行われる年中行事は、保育所の保育内容と深くつながりを持つものです。

《参考》令和8年度における保育所での主な年中行事は次のとおりです。

月	行 事	月	行 事
4月	入所式	10月	遠足・内科健診・保育参観
5月	運動会・所外保育・内科健診	11月	生活発表会（11月）・芋ほり
6月	プール開き	12月	クリスマス会
7月	七夕集会・わくわく夏祭り（年長）	1月	
8月	プール納め	2月	節分集会
9月	歯科健診	3月	お別れ遠足（年長）・卒所式

※ 上記は令和8年度の主な行事です。令和9年度の行事予定は上記と異なる場合があります。また、保育所ごとにも時期や内容が異なる場合があります。

※ 毎月行うものとしては誕生会・えいごあそび（4・5歳児）身体測定・避難消火訓練等があります。

(3) 給食

- ◇ 町立保育所では給食を実施しており、献立は栄養士が子どもの発達に必要な栄養を考えたり、嗜好にあったものを立案したりし、保育所ごとに調理員が調理を担当しています。
- ◇ 3歳未満児は完全給食（主食と副食）で、10時及び15時におやつとなります。
- ◇ 3歳以上児は、副食のみ保育所で準備します。主食は、毎日朝炊いた白いご飯を持たせてください。また、15時におやつとなります。
- ◇ 子どもたち個々の発達に合わせた離乳食、またアレルギー対応食を提供しています。
 - ※ 離乳食は3回食になってから提供が始まります。それまではミルク対応となります。
 - ※ アレルギー対応食については、医師の意見書等が必要です。

(4) 健康安全管理

ア. 午睡（お昼寝）

- ◇ 3歳未満児、3歳児、4歳児は年間を通じて、年長児は4月～10月の間に午睡を行います。
- ◇ 午睡に必要な寝具類は、お子さんに合ったサイズのものを各家庭でご用意ください。

イ. 健康診断

- ◇ 嘱託医による健康診断（内科年2回・歯科年1回）を毎年行います。
- ◇ 身体測定を毎月1回行います。

ウ. 非常災害時の避難訓練

- ◇ 地震、洪水、火災等の非常災害に備え、避難訓練を毎月1回行います。

エ. 災害共済（独立行政法人日本スポーツ振興センター）へ加入

- ◇ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済へ加入しますと、保育所あるいは登降所中に不慮の事故で負傷した場合などに医療費や見舞金などの給付が受けられます。
- ◇ 入所と同時に全員加入することになっています（掛金は別途徴収いたします）。

(5) 一時預かり（第1保育所・第3保育所・第4保育所）

平日 8時30分～16時00分まで

対象 離乳が完了している満1歳以上（小学校就学前まで）

利用日数 週3日以内

一時預かり利用料 1・2歳児 1,800円/日 3・4・5歳児 1,200円/日

※ 詳しいことは各保育所へお問い合わせください。

(6) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）（第1保育所）

平日 9時～16時の間で、月10時間（1日最大2.5時間）

対象 利用日時点で0歳6か月から満3歳未満（3歳になる誕生日の前々日）で、保育所等を利用していないこども

利用料 300円/時間

※ 詳しいことは右記のQRコードから町ホームページをご覧ください。



4. 保育料等

(1) 保育料【0 歳児クラス～2 歳児クラス】

- ◇ 0 歳児クラス～2 歳児クラスの子どもは、毎月保育料がかかります。
 - ※ 0 歳児～2 歳児クラスの子どもであっても、市町村民税非課税世帯の子どもは保育料がかかりません。
- ◇ 2 人以上の子どもがいる場合、第 2 子以降の子どもの保育料は無償となります（申請が必要です）。
- ◇ 保育料は、徴収基準表に基づいて毎月徴収いたします（口座振替又は納付書）。
 - ※ 指定期日までの納入をお願いします。
- ◇ 認定時間（標準時間認定、短時間認定）を超えて保育を利用する場合（3 ページ参照）は延長保育となり、下記の別途延長料金がかかります。

	延長保育利用時間	延長保育利用日数	金額
保育標準時間の場合 【第 1・第 3・第 4 保育所】	18 時 00 分～19 時 00 分の間の利用	月 10 日以上利用した場合	3,000 円/月
		月 9 日以下利用の場合	300 円/日
保育短時間認定の場合	8 時 30 分～16 時 30 分を超えて利用	月 10 日以上利用した場合	3,000 円/月
		月 9 日以下利用の場合	300 円/日

(2) 副食費【3 歳児クラス～5 歳児クラス】

- ◇ 3 歳児～5 歳児クラスの子どもは、毎月副食費がかかります。
 - ※ 3 歳児～5 歳児クラスの子どもであっても、世帯の収入によっては子どもの副食費がかからない場合があります。
- ◇ 2 人以上の子どもがいる場合、第 2 子以降の子どもの副食費は無償となります（申請が必要です）。
- ◇ 副食費は月額 4,500 円となります。直接各保育所にお支払いください。

【保育料・副食費 第2子以降無償化のイメージ】

0 歳児クラス～2 歳児クラス 保育料無償化のイメージ		3 歳児クラス～5 歳児クラス 副食費無償化のイメージ	
【基本的な負担】	【2 人以上の子がいる場合】	【基本的な負担】	【2 人以上の子がいる場合】
【保育料】 徴収基準表に基づき毎月徴収 （給食費は保育料に含まれます） 	≪第 1 子≫ 【基本的な負担】 左図と同じ ≪第 2 子以降≫  【保育料】 無償化の対象	【保育料】 無償 	≪第 1 子≫ 【基本的な負担】 左図と同じ ≪第 2 子以降≫ 【保育料】 無償 
		【副食費】 保護者負担	【副食費】 無償化の対象
		【主食費】 保護者負担	【主食費】 保護者負担

- ※ 第 2 子以降無償化の対象児童の兄姉（第 1 子）の年齢は問いません。
- ※ 3 歳児～5 歳児の主食の保護者負担はご飯の持参によるもので、費用の負担はありません。

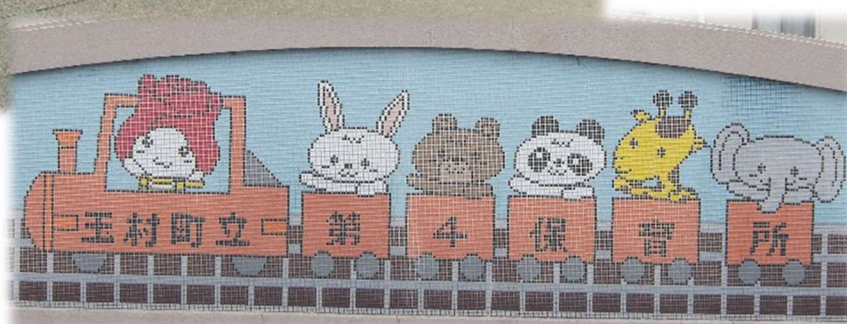
第1保育所



第3保育所



第4保育所



玉村町役場 子ども育成課

〒370-1192 佐波郡玉村町大字下新田 201

電話 0270-64-7719（直通）

FAX0270-65-2592（代表）

<https://www.town.tamamura.lg.jp>

